

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(証拠金の差入れ又は預託)</p> <p>第30条 顧客は、当該顧客の委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合において、受入証拠金の総額（第33条第1項に規定する受入証拠金の総額をいう。以下同じ。）が証拠金所要額（クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する顧客の証拠金所要額（顧客を任意に細分化した場合においては、当該顧客を任意に細分化した単位の証拠金所要額の合計額）をいう。以下同じ。）を下回っているとき又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額（外国通貨にて金銭を差し入れ又は預託した場合には、計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する率を乗じた額をいう。以下この項、第33条第1項及び第35条第1項において同じ。）が当該顧客の現金支払予定額（第33条第2項に規定する現金授受予定額が負である場合の当該額をいう。以下同じ。）を下回っているときは、受入証拠金の総額と証拠金所要額との差額（以下「総額の不足額」という。）又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額（<u>第2号に定める場合においては、同号bに掲げる取引形態を実現するために証拠金として差入れを行った金銭の額を除く。</u>）と当該顧客の現金支払予定額との差額（以下「現金不足額」という。）のいずれか大きい額以上の額を証拠金として、当該不足額が発生した日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。ただし、<u>次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を証拠金所要額から控除する。</u></p>	<p>(証拠金の差入れ又は預託)</p> <p>第30条 顧客は、当該顧客の委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合において、受入証拠金の総額（第33条第1項に規定する受入証拠金の総額をいう。以下同じ。）が証拠金所要額（クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する顧客の証拠金所要額（顧客を任意に細分化した場合においては、当該顧客を任意に細分化した単位の証拠金所要額の合計額）をいう。以下同じ。）を下回っているとき又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額（外国通貨にて金銭を差し入れ又は預託した場合には、計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する率を乗じた額をいう。以下この項、第33条第1項及び第35条第1項において同じ。）が当該顧客の現金支払予定額（第33条第2項に規定する現金授受予定額が負である場合の当該額をいう。以下同じ。）を下回っているときは、受入証拠金の総額と証拠金所要額との差額（以下「総額の不足額」という。）又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と当該顧客の現金支払予定額との差額（以下「現金不足額」という。）のいずれか大きい額以上の額を証拠金として、当該不足額が発生した日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。ただし、<u>クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則の規定により証拠金所要額の引上げが行われた場合であって、取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者）が自己の金銭をもって当該引上げ額に相当する額をクリアリング機構に預託することを、取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、当該取引参加者及びその指定清算参加者）と当該顧客（当該顧</u></p>

<p>(1) <u>クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則の規定により証拠金所要額の引上げが行われた場合であって、取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者）が自己の金銭をもって当該引上げ額に相当する額をクリアリング機構に預託することを、取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、当該取引参加者及びその指定清算参加者）と当該顧客（当該顧客が取次者である場合は、当該顧客及びその申込者）との間で合意し、当該取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者）がクリアリング機構にその旨を申請した場合 当該額</u></p> <p>(2) <u>顧客が次の a から d までに掲げる取引に限定した取引を行う場合であって、b 又は d に掲げる取引に対する当該顧客に係る証拠金所要額に b 又は d に掲げる取引形態を実現するために証拠金として差入れを行った金銭の額及び有価証券の評価額の合計額が満たない場合に、取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者）が自己の金銭をもってその差額（以下「預託分超過額」という。）をクリアリング機構に預託することを、取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、当該取引参加者及びその指定清算参加者）と当該顧客（当該顧客が取次者である場合は、当該顧客及びその申込者）との間で合意し、当該取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者）がクリアリング機構にその旨を申請した場合 当該預託分超過額</u></p> <p>a <u>業務規程第 8 条第 1 項第 1 号 a に定める有価証券プットオプションの買付け又は転売を行う取引</u></p> <p>b <u>業務規程第 8 条第 1 項第 1 号 a に定める有価証券プットオプションの売付けを行う際、同時に当該有価証券プッ</u></p>	<p><u>客が取次者である場合は、当該顧客及びその申込者）との間で合意し、当該取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者）がクリアリング機構にその旨を申請したときには、当該額を証拠金所要額から控除する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p><u>トオプションの権利行使によって成立する数量分のオプション対象証券を権利行使価格で買い付けた場合の買付け代金を証拠金として取引参加者に差入れを行う取引</u></p> <p>c. <u>業務規程第8条第1項第2号aに定める有価証券コールオプションの買付け又は転売を行う取引</u></p> <p>d. <u>業務規程第8条第1項第2号aに定める有価証券コールオプションの売付けを行う際、同時に当該有価証券コールオプションの権利行使によって成立する数量分のオプション対象証券を証拠金として取引参加者に差入れを行う取引</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年6月3日から施行する。</p>	<p>2～7 (略)</p>
---	----------------